

「千葉市客引き行為等の防止に関する条例」(案)に関する パブリックコメント手続の実施について

千葉市では、「千葉市客引き行為等を防止する条例」(案)に関するパブリックコメント手続を下記のとおり実施しますので、お知らせします。

1 条例制定の趣旨

近年、市内の繁華街で、居酒屋や接待飲食店への客引きが横行しており、客引き行為者による道路上での立ち塞がり、通行人へのつきまといなどの行為により、市民や通行人が安心して通行できる環境が妨げられる状況が発生しています。

そこで、特に客引き行為者の多い区域において、客引き行為等禁止区域を設定し、市民や千葉市へ遊びに来る方が安心して通行できる快適な環境を確保し、もって魅力と活力にあふれた安全で安心なまちづくりに寄与することを主な目的として「千葉市客引き行為等の防止に関する条例」を制定することとしました。

2 案の公表

(1) 公表期間

令和3年6月30日(水)～7月29日(木)

(2) 公表方法

ア 市ホームページへの掲載

【URL】<https://www.city.chiba.jp/go/pbc>

イ 市内施設での閲覧及び配布

地域安全課(市役所8階)、市政情報室(中央コミュニティセンター2階)、各区役所の地域振興課、市図書館

3 意見の募集

(1) 募集期間

令和3年6月30日(水)～7月29日(木)

(2) 意見の提出方法

ア 郵送 〒260-8722 千葉市中央区千葉港1-1 千葉市役所 地域安全課

イ FAX 043-245-5637

ウ 電子メール chiikianzen.CIC@city.chiba.lg.jp

エ 持参 地域安全課(市役所8階)、各区役所の地域振興課

(3) 市民等への周知

ア ちば市政だより 6月号掲載

イ 市ホームページ 6月30日(水)公開

4 意見の概要と市の考え方の公表

意見の概要とその意見に対する市の考え方は、令和3年8月に市ホームページで公表する予定です。なお、住所、氏名等の個人情報公表しません。

5 今後の予定

パブリックコメント手続の結果等を踏まえ、条例案を令和3年第3回千葉市議会定例会に提出する予定です。

6 添付資料

パブリックコメント手続案内文